

下関市 新型コロナウイルス対策のための事業者支援策(第2弾)



1 飲食・宿泊事業者に対する「経営支援給付金」

事業規模
4億円

飲食事業者
宿泊事業者

《概要》

外出自粛要請等により経営に甚大な影響が生じている飲食事業者・宿泊事業者を対象として、一律の給付金を本市独自に実施

《給付額》

- ◇ 飲食事業者：1事業者当たり10万円（定額）
 - ◇ 宿泊事業者：1事業者当たり10万円または50万円（定額）
- ※重複受給不可

《給付要件》

- ◇ 本市において飲食事業者・宿泊事業者としての営業許可を受けていること
- ◇ 現に営業の事実があること

2 食べて応援！「ごちそう宅シー」(ごちタク)事業

事業規模
3千万円

交通事業者
飲食事業者

《概要》

交通事業者と飲食店との連携により、感染症リスクの低い「テイクアウト・デリバリー形態」での飲食サービスを市民に提供し、事業に要する費用を補助

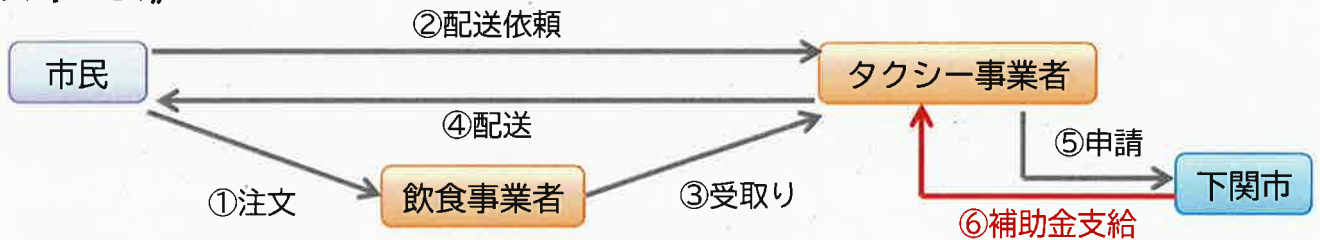
《補助対象事業者・経費》

タクシー事業者が飲食物の配送に要する経費

《補助率・金額》

飲食物配送1件当たり1,000円（定額） ※住民負担250円が別途発生

《スキーム》



※テイクアウト・デリバリーへの業態転換の補助制度も創設

3 雇用調整助成金の上乗せ支給

事業規模
5.7億円

全事業者

《概要》

事業量の減少等を踏まえ、「計画休業」・「従業員への休業手当支払い」を行う事業者に対して、休業手当の支払いに要する費用の一部を補助

《補助率》

国助成額の10分の1（上限100万円）

《スキーム》



計画休業とは？

事業者が従業員に休暇を取得させながら、事業の一部を縮小・停止すること。労働局への休業計画の申請が必要。